

公立大学法人長野大学シンボルマーク等に関する規程

令和4年程第6号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学（以下「本学」という。）におけるロゴマーク及び大学名ロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの形状は、別図第1のとおりとする。

(大学名ロゴタイプ)

第3条 大学名ロゴタイプの形状は、別図第2のとおりとする。

(シンボルマーク等の色彩等)

第4条 シンボルマーク等の色彩、寸法、組み合わせ等は、原則として、公立大学法人長野大学デザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるとおりとする。

(使用者)

第5条 シンボルマーク等は、本学のほか、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学の役員及び教職員並びに学生
- (2) 本学の教職員及び学生で組織する団体等
- (3) その他理事長が適当と認めた個人及び団体

(シンボルマーク等の使用)

第6条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げるものに使用することができる。

- (1) 本学の公式ホームページ、放送番組及びWEBコンテンツ等の電子媒体
- (2) 本学が発行する印刷物（名刺、記念刊行物、大学案内、広報誌、報告書、封筒、ポスター等）
- (3) 本学の構内表示板、各種行事及びイベント等における看板等の表示物
- (4) 本学の職員証、学生証、各種証明書及び諸様式
- (5) 本学の正課活動及び本学に登録された学生団体等の課外活動において作成する前第1号から第3号に掲げるもの若しくはそれに準ずるもの
- (6) 文具、ノベルティグッズ、バッジ等の物品
- (7) その他理事長が適当と認めたもの

(使用申請)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、第5条各号に該当する者は、「公立大学法人長野大学シンボルマーク等使用許可申請書（様式第1号）」により理事長に申請し、許可を得なければならない。

- (1) 第5条第1号及び第2号に該当する者が、前条第6号及び第7号に掲げるものにシンボルマーク等を使用する場合、又は収益活動にシンボルマーク等を使用する場合
- (2) 第5条第3号に該当する者が、シンボルマーク等を使用する場合

(使用許可)

第8条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合に、「公立大学法人長野大学シンボルマーク等使用許可書(様式第2号)」を交付するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されるものと認められる場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) その他理事長がシンボルマーク等の使用が不相当と認めた場合

2 理事長は、シンボルマーク等の使用を許可するに当たり、使用期間等の条件を付すことができる。

3 理事長は、収益活動にシンボルマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)に対してはシンボルマーク等の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

4 理事長は、前項の規定により使用契約を締結した使用者から、使用契約に定める使用料を徴収することができる。

(第三者使用の禁止)

第9条 使用者は、本学の同意なしにシンボルマーク等を第三者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第10条 シンボルマーク等を使用するときは、この規程及びマニュアルを遵守するとともに、シンボルマーク等の品位と尊厳を保持するものとする。

(使用の取消等)

第11条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがあるとき
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されたとき
- (3) 申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき
- (4) その他本学が不適切と判断したとき

2 前項に規定する措置を講ずることにより使用者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第12条 理事長は、シンボルマーク等の使用に必要な許可を受けずにシンボルマーク等を使用している者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

(庶務)

第13条 シンボルマーク等の使用に関する庶務は、総務・企画グループ経営・企画・財務担当において処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別図第1（第2条関係）



別図第2（第3条関係）

（1）和文ロゴタイプ

公立大学法人
長野大学
長野大学

（2）英文ロゴタイプ

NAGANO UNIVERSITY
NAGANO UNIV.

※決裁欄

理事長	常任理事	事務局長	経営・企画・ 財務担当課長	担当者

様式第1号（第7条関係）

申請日 令和 年 月 日

公立大学法人長野大学 理事長 殿

申請者

所属名・団体名

職名・学籍番号

氏 名

(自署または記名押印)

連絡先 (TEL)

公立大学法人長野大学シンボルマーク等使用許可申請書

下記のとおり、公立大学法人長野大学ロゴマーク及び大学名ロゴタイプを使用したいので、許可願います。なお、使用に際しては、「公立大学法人長野大学シンボルマーク等に関する規程」を遵守します。

記

使用デザイン (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> ロゴマーク <input type="checkbox"/> 大学名ロゴタイプ (和文) <input type="checkbox"/> 大学名ロゴタイプ (英文)
使用目的	
使用方法等	対象物品： 制作予定数： 仕様：別添のとおり（写真またはデザインを添付） 使用予定期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
収益の有無 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
販売方法等	※収益がある場合のみ記載 商品又は役務の販売（提供）場所： 販売予定単価（含消費税）：
備考	

※申請者の所属、身分等を証する資料を添付してください。

※提出いただいた書類は、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

様式第2号（第8条関係）

許可番号	
------	--

殿

公立大学法人長野大学シンボルマーク等使用許可書

令和 年 月 日付で申請のありました標記のことについて、下記のとおり許可
します。

記

使用デザイン	
使用目的	
使用許可期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
備考	

※使用上の注意事項

- シンボルマーク等の使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の許可を取り消します。
 - 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがあるとき
 - 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されたとき
 - 申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき
 - その他本学が不適切と判断したとき
- 当該使用の許可を取り消すことにより使用者が被る損失については、本学はその責を負いません。

令和 年 月 日

公立大学法人長野大学 理事長

